

平成 17 年度第 9 回岩手県大規模事業評価専門委員会

(開催日時)平成 17 年 9 月 7 日(水) 13:00～16:50

(開催場所)岩手県庁 12 階特別会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1)大規模公共事業の再評価について

築川ダム建設事業(継続審議)

築川道路改築事業(継続審議)

(2)大規模施設整備事業の事前評価について

花巻空港新ターミナルビル整備事業(継続審議)(非公開)

(3)その他

4 閉会

出席委員

首藤伸夫専門委員長 金沢道子委員 木村伸男委員 鷹鷲紅子委員 堤研一委員
由井正敏(7名中6名出席)

1 開会

<事務局から委員総数7名のうち6名の出席により会議が成立する旨の報告>

2 あいさつ

○首藤専門委員長 本日は、これから台風が来るかもしれないというところでございますが、3時間ばかりでございますけれども、どうかよろしくご審議をお願いしたいと思います。

3 議事

(1)大規模公共事業の再評価について

築川ダム建設事業(継続審議)

築川道路改築事業(継続審議)

○首藤専門委員長 それでは、本日の議題は3つございますけれども、花巻空港の新ターミナルビル整備事業につきましては、ややプライベートにかかわるところが数多くございますので、本件の審議は非公開ということにさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

その非公開の結果、最後には結論が、本日出るかどうかわかりませんが、結論が出ると

いたしますと、もちろん、そのところは議事録にも残すということで、公開にしたいと思っております。どうかよろしく願います。

それではさっそく。継続審議でございますが、築川ダムと築川道路ですね。この前でお互いの関連が大体分かりましたので、今日は1つずつやりたいと思います。

○若林河川開発担当課長 それでは、築川ダム、築川道路についてご説明をいたしたいと思います。まず最初に資料の確認をさせていただきたいと思います。資料 1、2、3までがお手元に配付になっていると思います。資料 1が前回の審議の概要ということで2枚紙、それから、資料 2ということで、前回の補足説明資料というかたちで4つの項目、2 - 1 ~ 2 - 4までの資料が入っています。お手元でございますでしょうか。

それから、資料 3が築川ダム、築川道路にかかります県民意見募集の実施結果です。

それから、A3の大きな紙になりますが、資料 3 - 1ということで、意見の概要と県の考えというふうにまとめたものがございます。まず、そこまでご説明したいと思います。

それでは、まず資料 1をお開きいただきたいと思います。前回の概要であります、意見等の概要ということで、2953億円の資産額についてはどういうふうな積み上げをしたかということで、ここについては、氾濫区域内の戸数を出して資産額に被害率を掛けて出しました、と答えております。

それから、掛け率が高い被害率を使用しているのはなぜか。勾配が急なので、流れがあるので、被害率は高くなりますという話をしております。

それから、事業着手時、再評価時、再々評価時の被害軽減の便益を変更しているのはどのような理由かということですが、戸数が若干変わっていると、それから単価が変わっている、という説明をしております。

加えて、由井委員のほうから、評価時点における家屋や事業所などの具体的な戸数を後で教えていただきたいということで、今回、資料 2 - 1に資料を添付しております。

それから、氾濫地域の資産価値につきまして、着手した後に増えたものは費用便益分析の対象とすべきではないという意見がありました。これは、再評価時には資産が増えています、今回の場合はそれほど変わっていないということでして、現在の価値を評価しなければならないと考えております、という話をしております。

氾濫予想区域に宅地開発許可をするのは行政の怠慢ということではないかというご意見をいただいておりますが、土地利用規制をかけるという権限は市が有しておりますので、まちづくりという観点からいきますとなかなか難しい、と答えております。ただ、県としては、河川にかかわる、洪水に関する情報をハザードマップ等で知らしめていくことができるのではないかと答えております。

それから、都南川目道路と築川道路を別々に費用便益分析評価することは妥当なのかということで、今回は築川道路の起点から終点の7kmに関して評価しています、というお答えをしています。

それから、ダム建設事業と道路改築事業の事業費があるわけですが、国庫補助金や県に対する交付税措置、起債を使ったときに、後から交付税としてそれを補填するという制度があるわけですが、それに基づいて実質の県民負担はどれくらいになるのかというお話がありまして、今回、資料 2 - 2として添付しております。

2ページ目ですが、住民アンケートを実施したとのことだけれども、その内容はという

ことでしたが、ここで、直接的にダムに賛成、反対を問うている項目はないものですから、賛成、反対ということは把握しておりません、というふうにお答えをしております。

それから、下流住民が築川ダムについてどう考えているかというような具体的な意向調査をしたほうがいいのではないかとことのご指摘もいただいております。

それから、事業費が減額となった項目は何かということで、前々回に説明していたパワーポイントの資料で、工種別にこういうふうなかたちで減額になっています、という説明をしております。

ダムと道路について、一本化して費用便益分析をしたことのメリットはあるかということですが、それぞれでB/Cを算出しておりますので、特にそれによってメリットというものはないのですが、隠れたメリットとして、道路の規格を増やしたり、ダムの道路負担額としてそれを一体にやることによっていまの道路ができるという隠れた便益はあると考えています、というお話をしております。

切土勾配を緩くした箇所はどこか。トンネルと橋梁以外の回廊部、明かり部と呼んでいますが、回廊部です、というお話をしております。

それから、31戸とありますが、191人は、土地だけ持っている方もいらっしゃいます、というお話をしています。

橋梁の耐用年数はどれくらいかということで、ここについては100年と考えていまして、維持管理費は1km当たり750万円というかたちで、全国的に用いられている数字を使っています、というお話をしております。

ダムの耐用年数、維持管理費はどれくらいかということで、80年で、毎年、大体4000万円程度と見積もっていますということ。

堆砂については100年分の容量を持っています、というお話をしています。

治水、不特定用水を含む利水の考え方、地元調整、これについては流域懇談会で十分に議論していただきたいというお話をいただいております。

基本高水流量 $780\text{m}^3/\text{s}$ は大きすぎるのではないかとということで、これについて、治水に関しては流域懇談会で治水小委員会を設けて詳しい検討をしております。その結果、8月30日に流域懇談会に治水小委員会から報告がありましたので、その内容について今日ご報告をいたしたいと思っております。それが資料 2 - 3であります。

それから、北上川合流点の部分で、速やかな合流となるようなことは考えられないだろうかということですが、現実を考えるとなかなか難しいというお話をしております。

金沢委員からですが、渇水など、温暖化によってどういう影響があるかということを専門家から意見を聴く機会が必要ではないかということでしたが、一応傾向としてこういうことがあると、いろいろ言われている資料がありますので、それを探して今回説明をさせていただきたいというお答えをしております、今回、資料 2 - 4 というかたちでまとめしております。

それでは、引き続きまして資料 2 に行きたいと思えます。1枚めくっていただいて、資料 2 - 1、これが想定氾濫区域内の資産の推移であります。事業着手時(平成3年)、再評価時(平成13年)、再々評価時(平成17年)。左のほうに家屋数、世帯数、人口、事業所数とあります。ずっとその項目がございまして、家屋数は1,295戸から1,388、1,397というかたちで、平成13年から平成17年は9戸くらいが増えている。

世帯数でいきますと、2,500 から 2,515、15 世帯ぐらい増えている。人口は 6,425 から 6,288 ということで、これは逆に減っています。事業所数は 329、331、ほとんど変わらないというかたちになっています。

なお、それぞれの算定の仕方につきましては下の 印に書いています。家屋数については全部調査をしておりますが、世帯数につきましては、それぞれのアパート、集合（住宅）等について盛岡市の平均的な集合住宅の戸数からそれを割り出して、そこで掛けて世帯数を出しています。人口もそういうかたちで、一応、盛岡市の数字を使っているというかたちになっています。

このようなかたちで、平成 3 年から平成 13 年は比較的増えている部分があるのですが、平成 13 年から平成 17 年はほぼ横ばいに近い、人口は逆に減っているという傾向を示しております。

次にまいります。資料 2 - 2、A 4 の横でございます。これが、実際、県の負担というのはどうなるのかというものです。補助制度というものがあるのですが、いろいろ起債制度があったり、交付税の算入、後からのバックがあったり、という制度が今あるわけですが、実際、県民の負担はどれぐらいになるのだろうかというご質問に対しての資料であります。

まず、築川ダム建設事業ですが、事業費の費用負担ということで、530 億円の内訳を左の上に書いています。河川が 508 億 9100 万円、その他、かんがい用水、水道用水の 19 億 9500 万円を含めてこのようなかたちになっています。

河川分の事業費 508 億 9100 万円の内訳ですが、補助率は国費が 55% で 279 億 9000 万円、県負担が残り 45%、229 億 100 万円になります。そのうち、では県負担分がどういうふうな内訳になっているかというのが右になります。229 億 100 万円につきまして、地方債が 20.25% になります。103 億円程度になりますか。それから一般財源、これは 4.5% の持ち出しをしておりますして 22 億 9000 万円ほど、そして地方債、これは交付税措置されるものですが、これが 103 億円ということになります。県負担分の 90% を地方債として充当できますよ、というかたちになっています。合わせて、赤書きで書いております県一般財源と地方債を合わせた部分、24.75%、125 億 9500 万円なのがしが県負担になっています。

全体を見比べると、その下のほうになっております。実際、いままでそれではどれぐらい払って、これからどれぐらいになるのかということですが、いままでの進捗率を考えますと、年度ごとによって交付税の起債の充当比率だとか、若干変わるんですけども、現在のままでいくと、ダム分としては県の持ち出し分は、あと 76 億円程度と考えております。

次に、2 ページに移りまして、築川道路の負担分についてご説明をいたします。

○小野寺整備担当課長 先ほど、初めに首藤委員長さんのほうから、今回はダムと道路と別個にというお話でしたが、資料が続いておりますので、築川道路の県の実質負担分についてご説明を申し上げます。

築川道路につきましては、全体事業費が 150 億円なのですが、国庫の補助率が、これはダムと同じで 55% ございまして、その裏分の 45% が県の負担ということで、150 億円のうちの 67 億 5000 万円が県の負担ということになります。

その 67 億 5000 万円なのですが、その内訳としまして、地方債の起債の充当率、これはダムの場合 90% でしたが、道路改築事業につきましては 40% と低い充当率になっており

ます。さらに、その40%のうちの半分につきまして、後年度に交付税措置がなされるということでございます。この上の段の右側の丸い円のうちの青っぽい色で書いている部分です。結局、150億円に対して36%ほどの54億円が実質的な県の負担ということになります。

その内訳が下の丸い円で表示をしております。道路改築事業につきましては、17年度末で進捗率が82.1%になりますので、現在までの県の実質の持ち出し分としてはおおよそ44億円ほどですので、残としましては10億円ほどということになります。

○若林河川開発担当課長 先ほど私がお話ししましたけれども、76億円がダム分が残っている分です。それから道路として10億円ということで、合わせて86億円ほど残っているということになります。

次に資料 2 - 3 になります。「築川流域懇談会治水小委員会での検討状況」ということでありますが、次のページをめくっていただきたいと思います。これが、築川流域懇談会第3回、平成17年8月30日に開催したときに、治水小委員会から流域懇談会へ報告された文書そのものであります。ほかにもいろいろ議事録というか、まとめたものもお出ししておりますが、最後にA3の綴じ込みで8ページ目がありますが、これは、今回まとめたものでございまして、流域懇談会にはこの資料は提出されているものではございません。

まず、流域懇談会を開催してきたわけですが、その際に、築川の治水計画にかかる基本的事項であります計画規模、それから基本高水流量について、いろいろ議論する際に専門的なことになるので、全部の委員で議論するのではなくて、治水計画等に興味がある方、そして専門家の方を交えて小委員会を設けて検討したほうがいいたらうということで、流域懇談会の委員、20名いるのですが、そのうちから9名、ここに小委員会の委員を示しておりますが、その9名でいろいろ議論してきたものであります。

開催経過は、5回ほど開催しております、17年1月から17年6月22日というかたちになっています。

3ページ目をお開きいただきたいと思いますが、では、どんなことをやったかということですが、検証にあたっての留意事項であります。平成9年度に築川の治水計画が立案されておりますけれども、平成9年時点では、流域面積とか資産の状況などから、先に治水安全度を設定しておりました。それで基本高水流量を決定する手順でありましたけれども、平成15年から平成16年にかけて、岩手県における計画規模の決定について、治水安全度の決定のフローを改めて、作り直して、かつ治水安全度の設定について、どういうファクターで判断しましょう、ということを決めましたので、それを適用したときに、本当にいまの考え方でいいかということを検証したものであります。

6ページと7ページをお開きいただきたいのですが、治水計画の流れというものがございます。6ページ目ですが、平成9年時点では、まず計画規模を決めます。aということで、治水安全度を設定しますと。それから、それにのっとって基準点とか、以下c、d、e、f、g、hというかたちで基本高水まで、こういうフローで決めましょうということにしていたわけです。

次の7ページをお開きください。今回の検証は、まず治水基準点を設定します。次に、いままで降った実績の降雨のデータを集めます。各確率規模の雨量をそこでまず算定しましょう。その確率規模は100分の1、70分の1、50分の1、30分の1、おのおのに対する確率雨量をまず算定します。

検討対象降雨群を選定します。つまり、過去の雨の降り方のモデルをつくるために、どれぐらいのデータが必要か、大体 100mm 以上の主要洪水を抽出しましてやっております。モデルを作成して、あと、ハイドログラフを作成して、今度は各確率の流量を求める。津付ダムでもやりましたけれども、雨から流量に換算しました、ということであります。そして計画規模を決定します。

ここに、各確率の流量が発生した場合の氾濫区域における資産額や被害額などを算定しまして、指標に当てはめて望ましい計画規模を決めます。ということで、築川ではやはり盛岡市の都市部であるとか流域面積、それから資産の状況等を判断して、100 分の 1 が妥当であろうというかたちで検討しております。

100 分の 1 に対して、それではいろいろな手法でもって基本高水流量を決定します、というかたちのフローになっています。

以下、ちょっと戻っていただきたいのですが、3 ページ目、4 ページ目、5 ページ目が、こういうことをやったよと。一応、妥当だというふうに記述しております、なお、一部の委員からは、少数意見でしたけれども、こういう意見がありましたというかたちでの記述になっています。

全体をまとめたのが 8 ページになります。まず b ということで、治水基準点を設定します。つまり、治水計画を立案する際に、どこをいちばん基準にして考えましょうかということですが、右のほうにあります、流量の資料とか水位の資料が十分に得られている地点、これは葛西橋というのがあります、前回、最後に現地調査をしていただいたところに水位計がありましたけれども、その点に近い、いちばん最下流が築川橋になります。

それから、治水計画を立てるための解析の拠点となる地点、これはいちばん下流部が最も望ましいわけですし、それから保全対象もあると。計画全般に密接に関係のある地点ということで、最下流の築川橋を治水基準点とすることはまず妥当でしょう。これは総意というかたちで受け取りましたが、治水小委員会では「妥当です」というお話がありました。

それでは実績降雨を収集しますということで、築川流域には 5 つの観測所がありますが、その観測所には、大正 5 年から平成 2 年までの 75 年間というかなり長い時間の雨量データがありますけれども、これを使っているわけです。

もう 1 つ、流域のちょうど閉伊川流域との間にあるのですけれども、区界という観測所を入れた場合はどうなるの、というお話がありまして、区界の観測データを入れた場合、それから観測期間を平成 2 年から 15 年までずっと伸ばした場合など、いろいろ検討をしたところであります。

ここでは、主要洪水にかかわる降雨の継続時間がほとんど 2 日ということで、中小河川の場合、流域平均雨量を 2 日雨量とすることは妥当でしょう。ただし、一方では、中小河川の場合、2 日雨量は適正でないのではないかという意見もありました。

d ですが、各確率規模別の雨量を算定しますということで、ここは一応、それぞれの確率をやったわけですが、100 分の 1 に相当する 2 日雨量は 210mm だということは妥当です、というお話がありました。それで、区界も含めて検討した結果を採用すべきではないのですか、というお話がありました。

ちなみに、区界を採用すると、2 日雨量は 214.4mm というかたちで上がります。

それから、検討対象降雨群を設定しますということで、33 個の実績降雨、これは一応、

100mm以上の降雨を選定した33個、それをいろいろとやったところ、14降雨として残ってきたわけですが、これは検討対象降雨として妥当ですよ、というお話がありました。

その間にいろいろなことを検討したわけですが、貯留関数法という、次の下のところに入ります。洪水流出モデルを作成しますというところで、モデルについて、もうちょっと適合性を取ったらいいのではないかとということで、貯留関数法の定数もいろいろ検討したところですが、新たに定数を変えて波形の整合性を再検討して、適合性の向上は若干見られたのですけれども、その差はもう全く微量で、ですから計画に用いている貯留関数の定数はおおむね妥当ではないかというお話がありました。

もう一方、短時間雨量による検討ということで、その際に合理式でやったらどうなるの、というお話がありました。これは $830\text{m}^3/\text{s}$ と逆に大きくなるということになっております。

それから、下から2つ目ではありますが、ここで確率規模 $780\text{m}^3/\text{s}$ が来た際の想定氾濫をいろいろシミュレーションしたわけですが、それに伴って、いろいろな確率規模ごとの想定氾濫区域内における資産額とか被害額、それからDID地区を貫流するということから、築川の治水安全度を100分の1とすることは妥当ではないかということが言われております。

一方では、想定氾濫区域が国道4号まで及ぶのはちょっと過大ではないかという意見もありました。

最後になりますが、基本高水流量の手法としてはまず一般的で、 $780\text{m}^3/\text{s}$ は妥当ではないかということ。区界を入れて、もし214.4mmを採用するとすると、1つの降雨が2倍を超えてしまいますことから棄却されました。対象降雨が変わるのですね。すると、そのときの流量はというと、 $760\text{m}^3/\text{s}$ になりました。ですから、その際に、 $760\text{m}^3/\text{s}$ と $780\text{m}^3/\text{s}$ 、それほど変わらないというご判断をいただいたところであります。

もう1つ、流量確率、つまり津付ダムでもお話がありましたけれども、流量のデータから持っていったらどうなるの、ということを検証しております。県のデータとしては、昭和59年から平成15年まででありましたので、その流量を全部ピックアップして20年間でのデータから100分の1の確率の流量を求めますと $615\text{m}^3/\text{s}$ になります。ここに $400\sim 615\text{m}^3/\text{s}$ とありますが、昭和59年から平成15年までの20年間でやると $615\text{m}^3/\text{s}$ 、その以前、昭和39年から58年まで東北電力のデータがありましたので、それも加えた40年間でやりますと $400\text{m}^3/\text{s}$ というかたちになります。これは昭和39年から58年の間にそれほど雨が降らなくて大きな洪水がなかったということからして、そうなっていると思います。

それから、もう1つ、比流量というものがあまして、流域に雨が降った場合に、 km^2 当たり何 m^3/s 出てくるかということで、この築川の比流量は 1km^2 当たり毎秒 5.3m^3 、この数字も他の河川に比較すると大体整合性が図られている、ということも確認をしております。

ただ、1つには、確かに実測の流量もあるので、実測流量に基づいた検証のほうが、降雨の75年間のデータをまず使いながらも、流量でやれるところは流量でやったらいいのではないかと。補完することによって基本高水流量を求めるべきではないかという意見がございました。

これは、堺委員長が小委員会で、一応、自らいろいろご説明をなされたわけですが、流域懇談会の各委員からも、目指すべき基本高水流量、治水安全度については、おおむねよ

ろしいのではないかというお話をいただいたところであります。

流域懇談会では、どういう手法でもってそれを治水対策としてどうしていくかという議論をこれからします。そして、30日の懇談会では流域の環境をいろいろ検討しています。これから、いまのところだと、9月の下旬ぐらいになるのですが、次期の流域懇談会では、環境に対する宿題と、利水と治水対策をどう進めるかという議論をしていくということになっています。ここはあくまでも、まだ中間報告というかたちでの報告にさせていただきたいと思います。

次に、資料 2 - 4 をお聞きいただきたいと思います。金沢委員のほうから、地球温暖化による気象の変化というのはどういうふうにとらえられていますか、というお話がありまして、的確な資料を探したんですが、とりあえず、これがありましたので、こういう傾向があるということですが、これをご説明したいと思います。

まず、地球の気象変化であります。気温ですが、これは地球全体、陸上のみなんですけれども、1900年から2000年にかけての平均気温の差です。縦軸は、平均が0.0、それから-1.0~1.0となっています。やはり、1980年以降、平均気温が上のほうにだんだん上がってきていて、上昇が顕著になっています、というかたちになります。

それから、20世紀の気温の上昇率は、これだと100年につき0.7度ぐらいだというふうに言われているようです。

次の下ですが、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告によりますと、どうも、このままいくと、この状況で地球温暖化が進行した場合、2100年の平均気温は1990年に比べて1.4~5.8度上昇するという予測がなされているという数字がここにあります。

2ページ目にまいります。では、降水量ですが、降水量はどうかといいますと、これも1900年から2000年までの平年比を100とした場合のグラフであります。やはりだんだん上昇傾向になっているのかなと。しかも、幅がちょっと大きくなっているという、1980年代半ば以降は、どうも約50年ぶりに大きく増加している方向に向かっているのかな、というのが見られます。

1つ、赤の線が5年間の移動平均値なんですけど、1950年あたりに、ちょっとプラスの方向に振れていますし、1990年ぐらいからまた振れているというかたちになっています。

では、日本の気象変化はどうかといいますと、気温ですが、図-4として、これも同じような話ですが、日本も大体このような傾向になっていますというかたちです。だんだん上がってきまして、1990年以降から気温平年差がプラスに転じているということで、長期的な傾向としては100年当たり1度上がってしまっていて、世界全体のものより大きい上昇になっています。

右のほうで、1月の月平均気温の変化ということで、これは色が赤くなればなるほど高くなるということですが、どうも、地球全体の中でも特に昇温の激しい地域ではないかということで予測されているようであります。

3ページ目にまいります。では降水量はどうか。日本の降水量ですが、図-6として、どうも表日本のほうは「-15(%)未満」とありまして、全体の雨量は少なくなってきたのではないかという傾向がある。

図-7ですが、経年変化として、このようなかたちで若干下がり気味なんですけど、振れ幅が大きくなっている。120まで上がったたり、下がっているのは75ぐらいまで下がった

り、その振れ幅が大きくなっているということから、日本の降水量は、どうやら長期的には減少傾向にあるのだけれども、年ごとの変動は過去に比べて非常に大きくなっているのではないかというふうに、傾向ではとらえているようであります。

図 - 8 ですが、約 70 年後の 1 月の日降水量及び日降雪量になりますが、どうやら少なくなっているわけです。これは、雪より、やはり雨として降りやすくなることを意味しているというかたちになっています。ここに書いていますが、太平洋側では降水量が増加していると。これは冬季のシベリア高気圧が弱くなるために寒気の吹き出しが弱まって、太平洋側を低気圧が通りやすくなるためだと考えられます、という資料になっています。

その次のページ、4 ページ目ですが、たまたま盛岡市の気象の変化というのがありまして、これは、ほとんど年平均気温が 9.93 度であります、5 ヶ年の平均を見ると、やはり 1988 年ぐらいから、細い赤線であります、それがだんだん上がってきているという傾向があります。逆に降水量はどうやら下がり気味だなど。年間降水量は下がり気味。ただ、振れている部分も確かにある、というかたちで、盛岡のデータはそのようなかたちになっています。

これはたまたま 9 月 5 日の日報の朝刊でしたが、「大雨と無降水に二極化傾向」というふうに報道されています。気象研究所が、どうやらこの状況にだんだんなりつつあるというかたちで、どうも大雨の日が増えると。集中豪雨により洪水や土砂災害の増加が懸念されると。

一方、渇水、つまり無降水日も増えるというような状況になっているということの報道がありましたので、これを付けさせていただいております。

一概にどうのこうのという結論付けた話ではないのですが、どうやらこの傾向にある、ということはこの資料から読み取れるかなというふうに思います。

引き続き説明をしてよろしいでしょうか。それでは、資料 3 であります。一応、ここまでが前回の補足の説明になります。

資料 3 についてですが、県民意見を募集いたしました。意見の募集期間は 8 月 1 日～8 月 31 日までです。公表の方法といたしましては、ここにありますけれども、県庁の行政センター及び各地方振興局の行政情報サブセンターにおいて閲覧をしています。それからインターネットの県のホームページに掲載をしております。テレビ放送として「いわて情報ステーション」で 8 月 7 日の朝夕の 2 回、広報しました。新聞掲載として日報「県民の窓」で 8 月 14 日に広報しています。

募集方法は郵送、ファクシミリ、電子メール等による意見をいただきました。

意見の提出状況ですが、築川ダム建設事業、11 名の県民の方から 81 件のご意見をいただいております。

築川道路改築事業は、道路に対してどうのこうのということがなかったのですが、ダム事業に付随して道路の関係が、後からちょっとありますけれども、一応、ご意見の提出はなかったというふうに考えています。

提出された意見の概要及びそれに対する県の考え方ですが、それは 3 - 1 のほうにまとめております。

2 ページ目をお開きください。2 ページ目、3 ページ目が、一応、評価調書の項目による分類をいたしまして、そのうえで意見の主な内容につきまして大体くくったものであり

ます。

どんなものがあるかといいますと、治水計画が妥当ではない。これは治水安全度、基本高水流量などが妥当ではないよ。河川改修の治水とすべきではないですか。それから、不特定の話ですが、流水の正常な機能の維持の考え方が妥当ではないのではないですか。水道用利水は不要ではないか。

事業内容については、ダムの上流の水利権だとか、貯砂ダムの影響だとか、あとは整備目標などについてあって、このようなかたちで意見をいただいています。

それから進捗状況については、地質調査不足により、平成 13 年度に事業費が増えたということから、工事遅延の可能性が高いのではないですか。それから、評価の判断がちょっと問題があるのではないですか、というような意見。

それから、社会経済情勢では、時代のニーズに合わないのではないですか。ダムの必要性に結びつかないのではないですかとか、あとは、貯水池の水質悪化、ダムによって影響があると思われるような項目についてどう考えますか、という意見をいただいています。

次のページにいきますと、自然環境などの状況及び環境配慮事項として、こういういろいろな意見をいただいています。

それから、代替案の立案の可能性ということで、ダムによらない治水対策を考えたほうがいいのではないですか。

それから、要検討、中止の場合の対応ですが、中止とすべきではないですか。自然環境負荷について検討すべきではないですか。「見直し継続」という判断は県民常識から外れている、という話もあります。

付表に関しては、流域懇談会の運営についての意見をいただいております。

それから、その他として ～ 程度まで、流下能力算定方法が妥当ではないとか、アンケート調査、市民参加による計画決定をすべきであるとか、補助金制度の改正、地震に対するダムの危険性、地元業者受注による景気対策を議論すべき、というような、このような項目につきまして 81 項目にわたっていただいております。かなり重複する部分がありますので、ちょっと時間もなかったのですが、これをある程度大きくくりしませて作成したのが次の A 3 の 19 ページにわたる「県の考え」ということで記載させていただいています。この資料についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、評価調書の項目による分類、それから分類 1 ということで事業目的、ここまでは先ほどの分類項目に合致しております。分類 2 としてキーワードを設けました。「治水計画全般」だとか設けております。県民意見受付番号とあります。ここの 1 ページ目では 11 番(1)とありますが、11 人の方、提出順に 1 番から 11 番まで付けさせていただいています。そしてその(1)が質問項目の 1 というふうにご理解を賜りたいと思います。

真ん中に「提出された意見の概要」があります。この概要につきましては、基本的には意見全文を掲載しておりますけれども、個人情報や希少種などが特定される恐れのある部分は除かせていただいております。そして右にそれに対する県の考え方というかたちになっています。

いまから説明をしまいたします。まず 1 ページ目であります。ここでいろいろ項目を立てていまして、いろいろな記述がありますが、治水計画全般について流域全体の治水安全度 100 分の 1 というのはちょっと大きすぎるのではないかと。

2つ目の丸印の の下のところにありますが、上流域と下流域に異なる治水安全度を採用することもいいのではないかと。そして上流部では河川改修とか土地利用規制、災害補償を併せた総合治水対策を取ったほうがいいのではないですか、というご意見であります。

県の考え方はちょっと後から、あるところで区切って説明をいたします。

3番目としては、先ほどお話ししましたけれど、実績流量データを用いたほうがいいのではないですかということで、実測流量による推計が全く用いられていない中で、基本高水流量 $780\text{m}^3/\text{s}$ はちょっと高いのではないですか、というご意見であります。

もう一つ、最も流量の大きい値を採用しているわけですが、この基本高水流量はその最も大きな値でなくてもよろしいのではないですかと。これは津付ダムでもありましたけれども、カバー率として100%を取る必要はないのではないかと、というお話であります。

2ページ目にいきますと、治水計画の分類、受付番号が5番(1)というかたちで、真ん中ら辺にあります。先ほどお話ししました、区界を入れて2日間雨量 214mm とすべきであって、そうすると対象降雨の33年9月型の洪水は棄却。基本高水流量は $780\text{m}^3/\text{s}$ は大きすぎて、 $500\text{m}^3/\text{s}$ 程度が妥当ではないですか、というご意見であります。

まとめているのが、以下の4点でありまして、先ほどと同じように、下流部は100分の1、中上流部は50分の1、それから中上流部は、下流の負担を軽減するため、超過洪水時の氾濫域として確保したほうがいいのではないですかと。

それから基本高水流量は $500\text{m}^3/\text{s}$ 程度ではないですか。超過洪水対策として、下流の堤防を破堤しない堤防に強化する必要があるのではないですか。支流による氾濫、土砂災害などを防止すること、というようなご意見をいただいています。

次の代替案、そして基本高水流量については、大体同じような内容でありますので、1ページに戻っていただきたいのですが、県の考え方といたしましては、先ほどの治水小委員会の報告にもあったとおりであります。事業規模などを考慮したうえで実施可能な河川改修、それからダムなどのハードによって治水安全度の向上を図る。それとともに、いろいろソフト対策を含めて超過洪水対策も視野に入れながらそれをやっていく必要があると考えています、というお話をしています。

それから、築川の治水対策を立案するにあたっては、想定氾濫区域内の人口、資産、そして北上川本川をはじめとする周辺河川とのバランスなどを総合的に判断して、治水安全度100分の1として、いろいろな案、河川改修単独案、放水路トンネルと河川改修の組み合わせ案、宅地嵩上げと河川改修の組み合わせ案、ダムと河川改修の組み合わせ案などを比較いたしまして、社会面や自然環境への影響が小さくて、かつ経済的であるということから総合的に判断したものです。それでダムと河川改修の整備を進めておりますが、既に河川改修が約10分の1程度の規模でおおむね完成しておりますので、今後はダムの完成によって治水安全度を一律大体100分の1まで上げますので、流域の治水安全度は飛躍的に高まるということになると考えていますと。

最近、局所的な集中豪雨により全国各地で計画規模を超える洪水が発生しておりますが、築川の河川特性を踏まえて、水防警報指定河川に指定して洪水時の避難誘導體制の確保などを含めた超過洪水対策を検討していきますよ、ということをお話ししております。

それから、流量の取り方で、流量観測のデータを用いたらいいのではないかと。ということですが、40年しかない。過去に発生した大正9年、昭和13年、22年、23年の主要洪水

のデータを含んでいないということで、治水小委員会でも、これだと主要洪水を含んでいないから極端に過小になる危険性があるね、というご指摘をいただいているところであります。

それから、2日雨量 210mmまで引き伸ばして、33降雨を14降雨に選定しておりますが、14降雨というのは、あくまでも治水計画、起こり得る降雨と判断されますので、その中でどの程度をカバーすればいいかというカバー率の議論ではなくて、起こり得るというふうに判断して最大の780m³/sに対応する必要があるだろうと考えています。

なお、これは全国的な考え方に基づいておりますので、流域懇談会においても、まあ、そんなにおかしくない、というお話をいただいているところであります。

2ページ目ですが、大体これは同じようなことですので、右のほうには同じような記述をさせていただいております。

3ページ目をお願いします。雨量データです。県が作成した雨量データの期間の取り方に疑問がありますということで、調書の中には最近の洪水しか記述されていませんけれども、それらの洪水に対応すればいいのでは、という意見がここにうたわれています。

それから、周辺で建設したダム、綱取ダムと、日向ダム、釜石にあるのですが、これらの流量データは10年とか20年しか採用されていないのではないかと。これはおかしいのではないかと、という内容であります。

あくまでも、ダムの場合は長い降雨データを基にいろいろ計画をするというのが基本でありまして、2つ目の丸印ですが、綱取ダムについては大正5年から昭和45年までの55年間、日向ダムは明治36年から昭和56年までの78年間というデータを使っています。ご指摘のお話は、ほかに利水の計画を作るためのいろいろな方法によって、雨量から流量を求めるために使用した近々のデータでどうなるかということですが、これについては、ダムを管理する際にどうするかということを検討するために使ったものでして、ダム計画にはそれは反映されていません、ということをご話をしています。確かに工事誌の中にそういう記述があるのですけれども、これは違います、ということをお話しています。

それから、不特定用水であります。真ん中ですが、利水のうち流水の正常な機能の維持が最も大きな事業目的になっているが、これがなんのために必要なのか、十分に説明されているように思えない、というご意見をいただいております。

それから、いちばん下になりますが、ダム調節により流水量を一定にして正常な機能の維持と増進を図るとしているのであれば、それは間違いである。つまり、いろいろ変化するのが川ではないか。だから、それに手を加えるということは違うのではないですか、というお話かと思っております。

これに対しては、あくまでも、右のほうに書いていますけれども、河川法第1条にある「流水の正常な機能の維持」という一般的な表現を取っているわけですが、具体には渇水時においても既得用水が安定的に取水できること。既得用水というのには2つありまして、農業用水と水道用水があるのですが、取水した後も魚類などの良好な生息環境や河川環境が保たれて、公共用水域の水質基準を満足するようダムから補給するというので、渇水時に補給するということですが、渇水時を除くと、ダム湖に流入してきた水量をそのまま下流に流すというときもあるのです。季節による流入量の変化はダムの放流量にも表れます、ということをお答えしています。

それから、前回もお話がありましたが、便益です。不特定用水の便益について、定量的な評価が困難ですから、身替りダム为建设費で行っています、ということをごに書いています。

4 ページ目になります。ここに水道用水が出てきます。ここでおっしゃりたいと思われるのは、ずっといろいろありますけれども、6 行目あたりに、盛岡市と矢巾町さんが共同で水道用水を3万 6000m³/日から 5000m³/日に落とした、縮小したわけですが、それは水源開発ということで、盛岡市さん、矢巾町さんは厚生労働省の補助事業でもってわれわれのダムの建设費をご負担していただいているわけですが、そちらはそちらで、補助事業というかたちで公共事業の評価、再評価を行うということになっております。岩手県内市町村公共事業評価委員会という委員会がございまして、そこで審議したわけですが、十分に審議されてはいないということ。

それから、今回の再々評価で洪水調節分が減量もしくは中止された場合は、取水に関しても再度審議を行い、場合によっては中止すべきではないかというお話です。その理由は、盛岡市さんが確保する 4300m³/日、矢巾の 700m³/日、これはなくとも大丈夫だという意見であります。

5 ページについても、いちばん上のほうにあります、これはちょっと長いので、そのいちばん下のところに、「この意見は文書量が多いため、当該欄には項目のみを掲載しており、全文は末尾に一括掲載しています」ということで、いちばん後ろ、19 ページ以降に A4 版の 3 枚紙でその文面を付けています。これも、必要性とかそういうことがあまりないのではないですか、という意見でございます。

これに対する県の考え方ですが、盛岡市及び矢巾町の築川ダム取水事業につきましては、岩手県内市町村公共事業評価委員会に諮問されまして、昨年でありましたが、十分な審議の後、事業継続が妥当との答申を得ています。そのうえで盛岡市さんと矢巾町さんは、県に対して、取水量などを縮小したうえで引き続き築川ダムに利水参加する旨の回答を得ています。

県では、利水者の意向を尊重しまして、その規模を縮小するというところについて対応して、今回、ダム規模等、計画を見直したうえでいまの評価となったところであります。

築川ダム水源については、盛岡市さんからは長期的には水源汚染事故を含めた非常時の対応、中期的には今後も水需要の伸びが予想されます盛南開発地区を含む盛岡市南部地域への安全供給が図られるというふうなことで有効であると。また、一部に抱えています地下水源、中屋敷浄水場の地下水源があるのですが、これについては井戸の老朽化、取水量の減少、水質的にちょっと問題があるということから、従前から廃止する計画としているということです。その井戸を非常時のために水源として確保しておくことは妥当ではないというふうに伺っています。

矢巾町さんからは、将来の水需要にどうしても必要であると。地下水源よりも安全で安定した築川ダム水源は必要であるというふうに伺っているところであります。

現地調査のときにもお話ししましたが、共同で浄水場をつくるということは、いまの規模ですと要らないということで、いまの既設の沢田浄水場を拡張するという状況で、それに対する答申でも、浄水場経費では 5000 万円程度と伺っていますし、盛岡市では、今後の水道事業を進めるうえで非常に有益な 4300m³/日だというふうに考えていると承っ

ております。

5 ページ目ですが、水道用水に関する意見が 2、3 項目続きます。同じような内容です。

それから、水利権というのがあります。これは、ダムを造ったことによって、その後新たに必要となった人、水を使いたくなくなった人が制約を受けないのかということでもあります。あくまでも、いまの河川にはそれぞれの取水者がいらっしゃいますので、新たに川から取水するのは、このへんの規模では非常に難しいというか、もうほとんど難しい状況です。

ということで、その利水者の方々もダムで水資源開発を行っているわけですが、右側のほうに書いていますけれども、ダムの上下流の河川からの新規取水を許可することは（ダムのあるなしに関わらず）基本的にできない。ダム建設によって上流部の土地所有者に新たに行為の制限をかけるものではない。つまり、ダムによって「ダメ」ということではない。初めから、取水できる量はもうないので、もしそこで使う（取水する）のであれば、やはり新たに開発してもらえない、ということでもあります。

あとは、ここに貯砂ダムという記述があるのですが、これはいま湯田ダムなどでやっていますけれども、堆砂が激しくなってきたときに、どこかにその土砂をためるという機能を持ったダムのことになります。築川ダムではその貯砂ダムの計画は全くございませんので、それはないかなと思っていますし、湯田ダムのものはダム湖の中にダムを造っているようなものですから、水位へもなんら悪影響を与えているようなものではないと。一定期、洪水調節のためにダム湖の水位がどんと下がるのですが、周りが裸地といいますか、茶色のもの（土の表面）が残って、あそこは錦秋湖といっているくらいですから、あまり良くないということで、なるべくそれを少なくしたいということで、水位を上げるという副次的な効果として狙ったものだというふうに伺っています。

6 ページであります。氾濫区域、治水安全度になっています。これも 100 分の 1 にこだわる必要はないというような内容になっています。想定氾濫区域にちょっと問題があるのではないですか、ということでもあります。できれば、上中流はあまり手を入れないで、下流側だけなんとかすればいいのではないかというご意見であります。

あとは、災害補償制度などを設けて、そういう対応も考えられるのではないですか、というお話であります。

それに対しての県の考えは、上中流域はご覧のとおり谷地形、全く平場がない状況になっています。ですから、氾濫区域はそれほど広がらないだろうと。もう河川沿いに特定されると。もし氾濫してもすぐに川に戻ってくる状況でありますので、流下型氾濫というかたちでとらえていますし、下流は平らの部分がいっぱいありますので、四方に拡散する拡散型氾濫というように氾濫形態を区分しています。昭和 57 年に立案した治水計画の部分で、その図面を使用して氾濫区域を想定しています、というふうにお答えをしております。いろいろな指標から持って行って 100 分の 1 に対応する必要があるのではないですか、妥当ではないでしょうか、というお話をしています。

それから、治水安全度、氾濫形態が続きます。あと、道路事業の継続というかたちになっていまして、これは下から 3 つ目ですが、ダム本体費用の中に付け替え道路費用が含まれている。これは前回も説明をいたしました。ダムが中止になった場合、付け替え道路も中止になる、そのような誤解も生む。この 2 つは別個に考えて、仮にダムが中止に

なっても、国道 106 号道路改築事業が継続の場合、ダム建設に含まれた付け替え道路建設は継続させる。つまり、ダム建設をやめても道路分は継続するように行政措置を講じることはできないですかという話です。県としては、築川ダム建設事業は「見直し継続」というかたちでご提案申し上げておりますので、国道 106 号と、それから築川ダムの付け替え道路費を合わせ持っている道路を造っていくということで、今後も共同して進めていきたいと考えています。

事業費の国と県の負担ということで、ダム建設に費やされた総額、それから岩手県の負担分、国の補助分を公開すべきであるということですが、総枠的といいますか、その部分は評価調書のほうに一応記載をしておりますが、中身の県負担分、例えば交付税の後年度措置だとか、そういう部分については、今回、さらに詳細に提出したものであります。

工事遅延というのがありまして、これは平成 13 年の再評価のときに、風化層がある。これでもって事業費が増えます、というお話をしたわけですが、それによって工事が延びているのだろうということです。

ここについては、風化層が推定より厚かったことなどが要因となりまして、当初計画時よりも工事費用が増額した。同時に工事期間も延伸することになった。ただ、いま現在、地質調査はもう終了しております。それから付け替え道路も、もう 7 割程度進んでいますので、今後大きな変更がないと考えられます、というお話をさせていただいています。

7 ページ目は、中項目評価の考え方のお話をいただいています。大きく変わったと考えるべきではないですか。つまり、利水計画等がどんどん縮小してきたことによって、これはもう大幅な変更だと考えるべきではないですか、というご意見であります。

県としては、利水計画は確かに縮小してきたわけですが、多目的ダムであるということとは変わっていませんし、加えて、主目的である治水計画につきましてはその必要性が変わりないということで、中項目評価としては「b」という評価をさせていただいています、という考え方を述べています。

流域懇談会やパブリックコメントの実施時期ということで、流域懇談会やパブリックコメントを事業着手後に行うのは本末転倒も甚だしいと思うということです。

これに対してですが、流域懇談会につきましては、河川法で河川整備計画の策定が平成 9 年に義務付け、制度化されたものですがけれども、築川ダム建設事業は平成 4 年から着手しておりますので、全体計画があったということで、平成 13 年に事業費も変わったということで、現在それに伴って利水計画を全部見直して、そして現在の築川ダムの計画が固まりましたので、いま河川整備計画を作っているということです。そのために流域懇談会を開催しています、ということです。

パブリックコメントは、平成 16 年 1 月に岩手県が制定いたしました「政策等の評価に関する条例」に基づいて行っていますので、これはいま実施するのが条例に基づいたお話であります、ということです。

ダムの機能、堆砂、地すべりというのがありまして、ご意見をいただいています。これは、昨年、新潟豪雨などで刈谷田川ですか、ダム容量を超える洪水とか、今年の早明浦ダムの渇水状況を見れば、ダムが期待どおりの機能を果たしていない事象が多く見受けられる。四十四田ダムや石淵ダムなどでは堆砂が予想以上に進行しているのではないですか。あとは、あるダムでは水をためたならば途端に地すべりが起きたのではないですかという

ようなご懸念であります。

洪水調節につきましては、計画を上回る洪水が来た場合は、確かに洪水調節能力を超える場合があります。この場合においても、ダムは能力限界まで洪水調節をいたしますので、それによって下流の洪水被害の軽減には寄与しているということは明確に言えることでもあります。渇水においても、ダムがあるためにそこで済んでいるので、ダムがなければ渇水の状況はもっと激しかったのではないかと、というところでもあります。

地すべりについては、築川ダム建設に伴って、いま北上高地で地質調査などいろいろと周辺の調査をしておりますが、大規模な地すべりの発生はないだろうというふうにとらえられています。

次、8ページ目にまいります。8ページ目は、過去の洪水の被害とか貯水池の水質、堆砂ということでもあります。過去の洪水の被害はこうではなかったのですかというようなことがありますし、ダムを造った場合には濁るのではないですかと。それからアオコの発生などが考えられるのではないですか。

それから、堆砂量を減らすために上流に次々と砂防ダムが建設されることになりましたが、それはもう、近傍のダムであることです、というお話をいただいていますし、四十四田ダムはたった35年ほどで100年分の堆砂が堆積したということなどのお話をいただいています。

ずっと書いていますけれども、水質については水質シミュレーションの結果、ダム貯水池内での濁りの影響及び富栄養化の可能性は少ないというふうに一応考えております。これについては、学識経験者から成ります「築川ダム周辺自然環境検討専門委員会」でもご検討いただいております、それほど懸念はされないけれども、というお話をいただいています。

それから砂防ダムについてですが、これはダム湖に流入する砂をためるのではなくて、それぞれのダムの上流域には、例えば御所ダムだと雫石町だとか、御所の奥のほうの農地とかあるわけですが、それらの保全対象を守るために砂防ダムを造るものでありまして、ダムのための砂防ダムではないということです。

それから、北上高地に建設した県営ダムの堆砂というのは、計画に比べて30～80%ぐらいで推移している。つまり、計画に満たないような堆積状況になっているということです。綱取ダム、それから早池峰ダムとか。そういうことで、築川ダムでは堆砂実績を踏まえて計画していますので、ご心配はないのではないですかと。

四十四田ダムですが、北上川清流化といいますか、松尾鉱山絡みでいろいろな中和剤を混入しているということもありますので、ちょっと特異な状況かなというふうに判断しています。

あと、住民意見があります。いま地元の説明会を開催しています。3回ほど開催いたしました、その中でのお話であります。800戸に告知したにもかかわらず、14名の参加しかなかったということで、そういうお話をいただいているのですけれども、皆さんに最初にアンケート調査を行ったときにも、治水対策を望む方の割合がいちばん高いということがありましたし、それから、現在開催中の住民説明会でも、ダムによる治水対策とあわせて築川下流左岸堤防の強化を要望する意見などをいただいております、アンケート調査に記述している中では、ダムに反対するというふうに書いている方はいらっしゃいません。

われわれのところには入ってきていません。とにかく早期に造ってくれということのほうが極めて大きいということを私たちでは把握しています。

過去の洪水氾濫域ですが、昭和 56 年以前の築川の洪水、河川の氾濫が実際にどのように起こったかというのは、何か調査をしているかということですが、新聞記事などでその状況は把握できますが、具体的な氾濫区域などについては確かな資料がございません。地域の方々から聞き取り調査を行いまして、取りまとめております。

ただ、氾濫区域を推定する際に、当時と大分状況も違っているということですので、治水計画では治水安全度という生起確率を定めて、流量データを基に計画流量を算出してそれで氾濫シミュレーションを行っています、ということを書いています。

流域管理として、川だけの議論だけではなくて山の話だとか、地域振興だとか、流出を抑制するいろいろな対策が必要ではないですかというご意見もいただいています。

河川整備や流域管理の諸課題については、技術的な基準や予算の状況等いろいろありますので、関係機関と協議しながら取り組んでいくべきものだと考えています。

9 ページにお移りください。ダム中止というのがありまして、県も盛岡市も財政的に大変な状況にあるのではないですかと。県民の税金を築川ダム建設に使うべきではないと考えますがどうですか、というお話です。

確かに厳しい財政状況ではあると考えていますが、一方では洪水被害から県民の生命や財産を守る、そして県土の保全を図るということは県行政の根幹的な責務の一つだと考えています。よって、沿川の土地利用状況や周囲の環境、事業に要する経費、社会的、経済的な要因など、それから地元の意向も踏まえて進めていくことにしております。これは、やはり限られた財源の中で対応していくということにしております。

評価指標として、いろいろ、何点になる評価の部分がちょっとこうではないですか、ということに対しては、それぞれこういう考えですという記述をさせていただいております。

10 ページも同じであります。ここに 効率性の費用便益比がありまして、県は治水分と不特定に分けて B / C をご提示しているわけですがけれども、ここではあくまでも 530 億円でやらなければ意味がないのではないかというご指摘であります。あくまでも不特定は 1 つの機能、役割を果たす話ですので、機能、役割を同じレベルにして費用対効果を図るべき話かなというふうに思っておりますので、分けて、それぞれの目的別に費用と便益を算定して評価することにしております、というお話をさせていただいています。

11 ページからは、自然環境の全般に対するご意見をいただいています。環境への負荷を最小限に抑えてほしいということとか、景観の話もありますし、良好な自然環境を守っていただきたいということ、それからそれぞれの貴重動植物の生息にいろいろ気を配ったほうがいいのではないですかとか、12 ページには、移植を行っているのですが、それについてのご意見等をいただいています。

環境に対しての基本的なお話ですが、ダム建設予定地そしてその周辺における自然環境保全対策を目的といたしまして、「築川ダム周辺自然環境検討専門委員会」を設置してありまして、植物、動物、昆虫、そういう専門家からなる委員会を形成して環境調査や影響評価についてご意見をいただきながら進めております。その指導を受けながら猛禽類の営巣地近傍に計画していた付け替え道路の変更だとか、トンネル工事における発破などの振動・騒音を軽減するための対策、それから付け替え道路で滅失してしまう植物について、

それを移植する。そしてエコロード化、小動物のけもの道だとか、そういうものの確保についていろいろご指導いただきながら進めておりまして、今後も環境に与える影響の軽減を図っていきます、ということを書いています。

12 ページは、移植に関して、移植そのものが問題ではないですかというご指摘をいただいていたいました。

これについては、影響が大きいと予測された種に対して保全措置を実施しています。これはレッドデータブックのランクにとらわれなくて今はやっています。移植作業にあたっては専門家の指導を踏まえて、対象種が健全に移植できるように実行しておりまして、その移植の状況も好結果につながっているということで、今報告はさせていただいております。

それから、13 ページ、これもエコロードの話ですが、国道 106 号の付け替え道路に小動物移動路があるのですが、何mごとに何箇所設置しているのかというお話をいただいています。

国道と県道、いまはそれぞれ 1 箇所設置していますが、今後は、沢がちょっと大きくなりますので、カルバートでは大型哺乳類も移動できるような大きさにするなど、メンテナンスフリーになるような構造にしていきたいと。けもの道を人為的にいろいろ加味するのもまずいのではないかとということもありまして、そうしていきたいなと思っています。国道については、大規模の橋梁が架けられていますので、そこについては移動路は分断していないということになりますので、下流のほうは大丈夫かな、というふうには思っています。

景観ですが、ご指摘の部分は、ダムがあるとマイナスポイントになるのではないですか。特にグリーンツーリズムなどの地域振興を考えていくとそうではないですか。それから景観の改変を少なくしていく方向にすべきではないですか、ということです。

確かに、ダム建設によりまして、地域の周辺の自然環境や景観は大きく変わります。改変による影響を少なくすることがまず第一だと思いますし、それによりまして、専門家で形成する「景観形成検討部会」も開きまして、そこでもご意見、ご指導をいろいろいただいているところです。

一方、地域振興面ですが、「盛岡東部丘陵地域づくり懇話会」などを設置いたしまして、いま実行しています。地域振興の面からいいますと、地域住民が要望する築川ダムに対する期待度は非常に大きいということで、いろいろなかたちで、いま地域住民の方々が核となって取り組んでいるところであります。

代替案の中で地質の話が出てきています。平成 13 年の地質がどうのこうの、風化層が厚いという話があったのですが大丈夫ですか、いろいろちゃんとやっていますか、というお話で、中止すべきではないかという話をいただいております。地質につきましては、ダム周辺では古世代二畳紀の珪質粘板岩、あとは輝緑凝灰岩を主体とする基礎岩盤から成っています。表層部に一部、崖錐(堆積物)とか段丘堆積物があるわけですが、透水性、地すべり、活断層などの問題となるような地形地質ではないとの結果が出ておりまして、そういうかたちで、安全だというふうな判断をしています。

14 ページですが、これは代替案として不特定を分離しないで、いろいろなお金の取り方をすることが必要ではないですかと。

これについては、先ほどの、役割、機能を一緒にして比較する必要があるということでもあります。

ダム中止については、これは基本高水流量が大きいので、小さくすれば大丈夫です。それから、利水事業についても、縮小、なくなればいいのではないですか、というようなことから、ダム中止というお話をいただいています。

15 ページであります。ここにダムの諸問題ということで、ダム建設による影響はどうか、ということです。それに対して4項目いただいています、ダム湖の水質の悪化、土砂の堆積、ヘドロの堆積、河床の浸食ということがうたわれています。

水質の悪化は、ダムができるとちょっと水質が悪くなるのではないですかということですが、河川が洪水などで濁っているときは、逆に、ダム湖でそれが捕捉されて、下流のほうはきれいな水が流れるというときもありますのですけれども、そういうことがあります。

シミュレーションの結果、富栄養化などの水質悪化の恐れは少ないと判断していますけれども、もし万一、どうしてもそういう傾向が表れた場合は、適切な水質保全対策を実施することになると考えています。

土砂ですが、これは100年分を見込んでいますと。近傍のダムでもそれほどたまっていませんので、恐らく大丈夫である、ということです。ここで、その川の上流にずんずんたまっていくので、上流域で洪水による被害が出てくるという例が全国にちょっとあるのです。確かにあるのですが、この場合は、普段たまっている水位と洪水のときにたまる水位の差が15mぐらいあるのです。しかも、勾配も結構ありますし、上流のほうは平らではないのです。ですから、それについては、一回ちょっとたまって、中小洪水で徐々に流れていってダム湖のほうに向かうというふうに判断しておりますので、大丈夫ではないか、というふうに考えています。

ヘドロですが、確かにヘドロ化になることが考えられます。確認された場合には、曝気装置、つまりエアレーションだとかそういうものを少し考えていく必要があるだろうと。どの程度、悪影響を及ぼすかにもよりますけれども、そこはその時点での判断になるかなと思います。どの程度になるかはまだ分からない部分もありますので。

河床の浸食というのは、これは、ダムができると下流に対する土砂があまり行かなくなりますので、砂礫系、特に砂とかそういうものの河床材料を持っている川については、河床がだんだん低下してそこで浸食されてしまって河床低下になって、構造物に悪影響が及びませんか。つまり、横断工作物、橋梁だとか護岸とかということです。

これは、盛岡近傍では雫石川が該当する部分がちょっとあるのですが、築川の場合、山の中ですので、砂礫の部分というのはあまりないというふうに判断していますので、それほど大きいことではないというふうに判断しています。ただ、個別にどういう事象が発生するかは、そのときに個別な対応になっていくかなと考えています。

その下に築川流域懇談会があります。懇談会の運営についての意見をいろいろいただいております。

16 ページもそうです。築川流域懇談会の治水小委員会でこういうことがあります。つまり、ここに～とありますが、先ほど私がお話をしたところに該当してくるところであります。反対者の意見も削除せずに明記するべきであるということですが、最後の部分に、なお、こういう意見もありました、ということで少数意見をちゃんと明記させていただ

ていますし、議事内容についても、きちっとした資料として皆さんにお配りを申し上げます。

17 ページをお開きいただきたいと思います。河川意識調査、アンケート調査ですが、平成 16 年 8 月に行った築川流域懇談会をやる際に、流域の住民の方々はどういう考えを持っているんだろうかということ把握する目的で行った調査であります。ここで、いろいろ項目ごとで意見がちょっと違う、というものが指摘されておりますし、これを開示請求された方がいらっしやいまして、われわれで検討したところ、個人情報にどうしても結びつくものがあるところがありまして、一部非開示にさせていただいておりますが、こういうことでこういう意見が寄せられていると判断しています。

ダムによる治水対策又は川を広げる治水対策などの中から対策方針を問うものであって、これらの割合が一致するものではなく、特異なことではないと考えています、というふうに答えています。

個人情報などについて特定される恐れがあるとして非開示としたものですが、可能な限り、アンケートから判断できる情報の公表についても検討していきたいと考えています。なるべく、個人情報等が特定されないような情報にして、いま流域懇談会にもその中身について、パーセントや数とか、そういうものはお示しをしています。

それから、住民意見としてダム建設要望がありました。これは、地元の説明会をやった際にいろいろ説明したことについて、十分理解できる説明内容でしたと。結果的にダム建設に対する反対意見はなくて、むしろダム建設とあわせて葛西橋から築川橋に至るまでの兩岸の堤防の安全性についての質問と、さらに堤防の強化についての要望が強くありましたと。いろいろ私も経験しています。昭和 22 年、23 年の連続しての大洪水についてはこういう経験をしていますと。平成 14 年の 7 月の左岸の崩落には本当に驚いたと。

ということで、温暖化に伴って、いつ、いかなるとき、予測だにしない降雨量があって、住居が失われ、生活が脅かされるか分かりません、ということで、ダム建設、堤防のさらなる強化に万全の対策を心よりお願いしたい、というご意見もいただいています。

これについてはこのようなかたちで答えています。

18 ページですが、住民の選択です。計画と決定への市民の参加が欠けているということで、流域住民に対するアンケート調査すらも行われておらず、県民の意見を積極的に集めようとする姿勢が感じられない、とあります。県の計画だけではなくて、有識者や市民などがしてきた提案をまとめ、築川治水計画の複数の案を提示して、最終的な事業計画は、その中から住民が選択し決定する方法を採ること、とあります。

私たち、県では、まず平成 6 年にダム周辺地域住民意識調査というものを行っています。平成 7 年にも、盛岡市の市民意識調査を行っています。さらに加えて、先ほどお話しいたしました、平成 16 年 8 月にそのアンケート調査を行っています。さらに、現在、地元の住民説明会を開催しておりまして、その中でもアンケート調査をいただいています。「分かりましたか」「大体分かりましたか」ということも含めて、あとは自分の意見を記述してくださいというかたちでのアンケート調査様式ですが、それに対してお答えをいただいています。

このように、地域住民の方々に計画の内容についての理解を深めていただくことや、意見を把握するというところに最大限の努力を続けているということで、今後もそうしたいと

いうふうに考えています。

それから、地元の説明会があって、この間、その説明会を開催したのですが、流域外の方も参加をしていただきまして、傍聴をしていただきました。その方から、何か発言を許してくれというお話をいただいたそうですが、住民の方々に「どうしますか」ということを委ねたところ、「それは結構だ」というお話があったということですので、ご遠慮いただいたということでもあります。

流域懇談会について、資料の提出がいろいろなかたちで出てくるわけですが、全員に配付していただきたいというお話を申し上げています、ということでもあります。

19ページであります。ダムと道路の関係がありまして、築川ダムと岩手秋田の横断道建設との絡みについては関係があるのかないのかということですが、ありません。

ただ、実態として、ダム事業による国道の機能補償にかかる費用と、道路改築事業による拡幅・質的改良にかかる費用を合わせて地域高規格道路として効率的、効果的な整備にいま努めているところで、というお答えをしています。

浄化槽設備費用負担ということで、これは浄化槽設備費用の負担は了解されているのか。ダム上流部のことですが。これはたぶん、ダム湖ができることによって規制がかかるのではないかというご懸念だと思いますが、ダムの有無にかかわらず、個人が浄化槽を設置する場合は個人負担となりますが、たまたま築川ダム上流域は、盛岡市の生活廃水処理計画の中で合併処理浄化槽整備区域に定められていますので、加えて盛岡市の助成制度があるということで、設置しようとする住民の負担の軽減が図られています。

補助金制度の改正ということで、膨大な国・地方自治体の財政赤字を生み出した反省がないと。国や岩手県の財政を考慮した場合、公共事業費を新規事業に充てる余裕はない。財政再建計画との整合性が取れていない。人口密集地域で、今年も被害が発生したということを考えれば、木賊川の治水を優先すべきではないか、ということで、国が主導する補助金行政をやめて、事業選択を各自治体が決定できるように制度改正したほうが合理的であると。国に対して働きかけを行うこと、とあります。

これに対しては、地方の裁量で行うことは有益と考えられますので、県としては、三位一体改革の中で地方の裁量権を拡大できるような制度について、国に働きかけているところです。

治水事業につきましては、これまでの整備状況が地域で異なります。それから、局所的、突発的に発生する災害、今日も発生していますけれども、全国的な対応が必要であることから、地方への税源移譲などについて、ただいま議論がなされているところであります。

財政面については、限られた予算の範囲内で進めることとなります。

木賊川につきましては、今後河川事業として最優先で取り組むという方針を打ち出しているところであります。

それから、地震が多発している現在、むしろダムがあるほうが危険と考えるけれどもどうですか、というお話です。

ダムは、重要構造物ということなものですから、震度法という方法を用いて（設計を）行うということが構造令などに定められておりまして、実際、兵庫県南部地震などを含めて被害はありません。築川ダムでも震度法による耐震設計を行っておりまして、地震に対する十分な安全性は確保されていると考えております。

それから、地元業者ということで、地元業者が受注できる方向性が望まれているということでもあります。

確かにダム事業は、専門的、特殊な技術が求められる工事が多いのですけれども、付け替え道路工事などにおいて、地元でできるものはなるべく地元でやるということで、受注機会を設けているというふうに努めているところであります。

以上、ちょっとはしょって申し訳ございませんでしたけれども、おおむね主な意見につきまして、県の考え方についてこのようにまとめさせていただきました。以上であります。

○首藤専門委員長 はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらと思います。

○由井委員 まず、前回質問したことについて回答いただきまして、分かるところもあるわけですが、前回の第8回専門委員会の後に、築川流域懇談会があるので参加してはどうかということで、私、傍聴してきたのですけれど。

そこでは、先ほど説明いただいた治水小委員会の報告はそこでなされました。ただし、そこでの資料は、基本高水流量を $780\text{m}^3/\text{s}$ に確定するというその手法についての説明があって、それを治水小委員会から流域懇談会に提案というか説明がなされたということで、その後、治水計画と利水計画は9月以降に行われる流域懇談会で説明と検討がなされるということでした。

従いまして、それでは、この大規模事業評価専門委員会というものは、首藤委員長が常々おっしゃっています、流域懇談会で整理されてきた中身について、その妥当性といいますか、抜けているところをここで検討するというそのシステムから考えますと、利水、治水について流域懇談会はまだ説明を受けていない段階で、本委員会がそれを評価することはできないのではないかと思います。それをまず最初にお伺いしたいと思います。

○首藤専門委員長 それでは私が答えます。それはおっしゃるとおりだと思います。私は、津付ダムの場合と築川ダムの場合はやり方を変えねばならないと思っています。津付ダムのほうは、専門家を入れた流域懇談会というものが現実的に実質的に存在しませんでした。今度は、治水小委員会のメンバーを見ても、どなたが見ても専門家であろうという方が4、5名は入っていらっしゃるわけですから、そういう方の検討がきちんとされるはずで

ですから、津付ダムの場合のように石川さんのような専門家を特に依頼してそのご意見をいただいたというようなことをここでする必要は、私はないと。それが必要ならば、流域懇談会のほうできちっとやっていただきたい。まず仕組みが違うということがございますので、やはりここでは小委員会のほうで行っていることに関して、こんなことを実は知りたいんだとか、そういう注文をつけるということはあり得ると思いますが、それと別個にこの治水計画の是非を別に判断するということは、私はあり得ないと思います。

そうしませんと、幾つも仕組みがあって、結局、流域懇談会のほうで決めたことに対してどうのこうのというよりも、はっきり言って、向こうには流域住民の代表も入っているわけですが、ここにはそういう方はいないわけです。そういうところで、わずかな時間でその計画自体に対して評価、判定をするというのは、よほどの事態でないかぎり私は考えられないだろうと思っています。

○由井委員 ほかの委員会に、メンバーがどうのこうのというのは言いにくいわけですが、この今日の資料 2 - 3の2ページを見ますと、よく分かりませんが、治

水の本物の専門家って、堺先生以外にはちょっと見当らないような気がするのですけれども。そうっては失礼なんですけれども、おられますか。

○首藤専門委員長 三輪さんもそうでしょう。

○由井委員 そうなんですか。農業土木とおっしゃっていましたが。

○首藤専門委員長 農業土木ですけれども、あの方は、どっちかという利水、取水もやりますけれども、災害調査とかやっておりますから、要するに、雨が降って水がどう流出したかとか、こういったことはやります。

○由井委員 それはそういう趣旨で、そうだとすることであれば、委員長判断ということで了解しますけれども。ただし、その流域懇談会で決まったことを、そこで決まって了解しているからそのとおりだ、と言われると、前の津付ダムもそうでしたが、やはりちょっといろいろ分からないところがあり得るのです。

○首藤専門委員長 その場合は、そのような疑問があるのですが、流域懇談会のほうではどういうお考えですか。それを説明してください。このように投げかければよいと思うのです。

○由井委員 そうですね。そういうことはできるということですね。

それは分かりました。あと1つ、前回の分に対する今日のお答え、今日の資料 1の2ページの上に、前回の私の質問は、下流住民が築川ダムについてどう考えているかという、その意向調査の結果を見たいということでした。質問を出したわけですが、その結果は、ダムについて賛成か反対かは把握することはできないというわけですが、その流域懇談会に私がオブザーバーとして参加したときに、参考資料3として河川意識調査における質問ごとの回答者数というものをいただきました。その一部は、今日の先ほどの資料 3 - 1のずっと後のページに書いてあります。このアンケートの対象というのはほとんどが築川流域の方なんですけど、質問8「身近な川の洪水に対してこれからどのようにすべきだと思いますか。1つ選んでください」。その回答1「ダムによる治水対策を行う」への回答が348人中114名で33%ということで、これは今日の先ほどの説明資料にも書いてあります。直接築川ダムのことを問うたものではないとは言っても、やはり築川ダムにかかわる意識調査ですので。

そして、回答の1が「ダムによる治水対策を行う」ということですから、当然、これは築川ダムが造られるということに対する反応だと思うのです。それが33%だというわけで、それ以外は、「総合的な治水対策」であるとか「分からない」という方が大多数です。

したがって、私は、ここに明確に下流住民の意向が反映されているのではないかと思うのですが、そうではないのですか。

○首藤専門委員長 それはどの資料をご覧になっているのですか。

○由井委員 それは、今日の説明資料ですと、先ほど説明がありました33%というのが、それしか書いていないのですけれど。

○首藤専門委員長 それはどこに書いてあるのですか。何ページ。

○由井委員 アンケートというところですね。17ページのいちばん上の1番(7)という受付番号の丸印のところ、「ダムにより治水対策を行う33%」というのが、質問側として書いてあります。

それで、私は、流域懇談会でいただいたこの資料は非公開ではないと思うのですが、要するに、個人の属名が特定されませんから、この回答はこの大規模事業評価専門委員会委員の方にも配られてよろしいかと思うのですが。その質問の8に対する答えが、いま言ったように33%となっているわけですね。だからこれをどう考えるかですが、前回、お聞きしましたように、下流住民の意識調査の結果が見たいということに対して、この33%というのは県側の直接回答には書いていなくて、質問者側が提出されたパブリックコメントの意見のほうに書いてあるわけですが、実際にそうっております。

ただし、築川ダムそのものを問うているわけではないのですが、築川流域の住民に築川ダムの事務局として設問しているわけですから、当然、築川ダムが必要だという人が33%という結果になっていると思いますので、これをどう評価するかということで、このへんの評価のスタンスは、県の事務局、事業者側と、この本委員会では、たぶん違ってくるのではないかと思うのですけれども。

○首藤専門委員長 その数字もそうなのですけれども、先ほど伺おうと思っていたのは、例えば、そういうパブリックコメントが上がってきますよね。それに対する県の考え方がありますね。この両方をだれでも見られるようになってきているのですか。それはどういう仕組みでなっているかということの説明していただきたい。

それからもう1つ、いまの話のほかにもどこかにありましたが、住民のアンケートも取っていないのではないかなという意見があって、それに対して、何年と何年にはやっていますという県の答えがありましたよね。そういうことも、実はそういう答えは、例えばどこを見ればちゃんと出ていますよ、というぐらいに具体的に答えられるようになってはいないのですか。

いろいろな調査をおやりになったのにもかかわらず、そういう調査の結果を県民へ返していくというところが、なにかうまくいっていないのではないかなという気がちょっとしたのです。

18ページの最初のご質問ですが、左の提出された意見の概要の最初の5番の(4)のところの2行目から「住民に対するアンケート調査すらも行われておらず」という、こういう書き出しで質問が来るということは、結局、アンケート調査をしたことがうまく返ってっていないということなんです。

ですから、本来、こういう質問が来たら県の考え方のところで「いや、やっていますよ。それはこことここをご覧ください」という答えがあればいいと思うのですけれども。それがないということは、要するに、住民がどう考えているかというのは調査しっぱなしになっていて、戻っていないのではないかなという気がするのですが、それはどうなのですか。

○若林河川開発担当課長 いまのお答えです。平成6年、平成7年に調査して、平成16年に調査をいたしました。この資料につきましては流域懇談会に提出しています。分析をして、円グラフにして、こういう項目でこうです、ということは提出しております。

○首藤専門委員長 それは、パブリックコメントを募集した対象者全員が知っているわけではないですよね。

○若林河川開発担当課長 その内容については、そこでとどまっています。たいへん残念なんですけれども。

○首藤専門委員長 それは、いまはホームページとかの手段があるのですから、それこそ

隠さなければならないことではないわけでしょう。そういうことはたくさんしてもらったほうが、いろいろな方が考えたり対処したりするときの参考になるわけですからね。こういうことは積極的にどんどん出していただいたほうがいいと思います。

○若林河川開発担当課長 分かりました。いまの段階は流域懇談会に提出して、そのうちちょっとかみ砕いた部分をこの間の流域懇談会でも提出をいたしました。

本大規模評価専門委員会のほうにも、そのアンケート調査の状況についてまとめたものがありますので、次回にお出ししたいというふうに思います。

○首藤専門委員長 委員会にもそうですけれども、委員会だけでなく、県民全体が知り得るような、そういう手段を取っていただきたい。

○若林河川開発担当課長 加えて、ホームページ等にそれを公開するように努めていきたいなと思います。

○首藤専門委員長 ぜひお願いしたい。

○若林河川開発担当課長 それから最初に説明したこの資料、パブリックコメントに対する県の考え方、これについては大規模事業評価のほうのホームページで公開するということになります。

○由井委員 もう一つ、資料3-1の1ページの治水計画全般につきまして、右側の上の、提出された意見に対する県の考え方、「治水対策の基本は、上下流、左右岸で不公平にならないように配慮し」うんぬんとあって、しかも、こういう考え方が一般的であるということですが、これ以外の問題についても、ページ1の下の右側の県の考えでも、「この手法は全国で一般的に用いられており」というふうにあります、カバー率の問題もそうですけれども。本当に一般的であるかどうか少し分からないというのが、私ども、専門家ではないことのつらさなんです。それは、流域懇談会で整理されて、それで問題がなければそれでよろしいかと思えますけれども。

いま質問しますのは、前回、築川ダムの河口部の北上川に注ぐ地域の、それぞれ人口動態とか住居の資料を並べて出していただいて、その実態は分かりましたけれども、前回も質問しましたように、やはり相当数、世帯数、財産が増えてしまったと。だからB/Cが上がるのは当たり前だというふうに私は考えるわけですので、怠慢というわけではないのですが、制度上不備があったと思うのです。やはりそこを放っておけば、便利だから人がどんどん入ってきてしまう。そこが災害に遭えば、当然B/Cは上がるという寸法になるわけです。それがまず問題だというのは改めてそう思いました。

もう一つは、今回の築川ダムでは、先週いただいた資料で100分の1確率でダムを造りますと、主としてダムによってですけれども、100%被害はなくなります。そういう資料になっているのです。100分の1までは何分の1の雨でも全部被害がゼロになっておりました。

ところが、昨年の議題であった津付ダムにおきましては、30分の1確率の雨を超えてもう被害はカバーしきれないで、河川改修を行っても被害が治められないで、70分の1確率でそこは治水対策をするわけですが、70分の1の雨が降りますと、陸前高田を中心に1,200億円ぐらい被害が出るという治水対策で進んでいるわけです。

つまり、同じ川の上下流とか左右岸で不公平にならないというのは当然かもしれませんが、ほかの河川と築川ダムを比較する場合に、かたや津付ダムの気仙川においては、70分

の1確率の雨で1,200億円の被害が出て構わないけれども、築川ダムでは盛岡の流入部を中心として、1円たりとも被害は出てはいけないという考えを進めているわけですが、その河川による考えの差というのは、あっていいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○若林河川開発担当課長 まず最初に、河川ごとに治水安全度をどう評価するかということではありますが、県では平成15年から平成16年にかけて検討した一定の考え方に基づいて、ある幅である項目でもってどれぐらいからどれぐらいまでのところはこの被害の安全度で守りましょう、という指標を持っています。これについては、それに即したかたちで気仙川は70分の1、そして築川は100分の1というふうに評価をしております。それは一定の評価の基準を持っているということでもあります。

それから、気仙川のほうですけれども、気仙川と築川はちょっと違います。それは何が違うかといいますと、気仙川ではダムが先行します。ですから、ダムとこれからやる河川改修を合わせ持って70分の1までの被害をなくするということができますが、津付ダムだけでは、ほぼ30分の1ぐらいまでしか軽減できないということですので、70分の1までの被害がやはり発生してくるというところですよ。

今回の築川は、河川改修が先にある程度できていますので、ダムでもって今回やりますと、100分の1の基本高水流量780m³/sまで流れたとしても、ダムで調節することによって、100分の1の雨が来ても、被害はまずほとんどないという判断をしているということでもあります。

それから、先ほど由井委員のお話にありましたけれども、流域懇談会でのやり取りの話ですけれども、今回私がお話したのは、あくまでも中間的な報告であります。流域懇談会でいまままでまとめたのは、目指すべき基本高水流量は、いろいろ手法を考えてみれば妥当である、というところまでにとどまっている。これからは、それに対してそれではどういうふうなかたちで治水対策を進めるかということが議論になっていくと思います。

最終的には、こういう計画でこういう対策をします、ということが流域懇談会のほうで審議というか、意見が出てくるというふうになると考えております。

○由井委員 後半のほうは分かりました。前段の気仙川と築川で安全確保率が違うというところ、そこがまだ少し分からないのですが。

○首藤専門委員長 それは、川の流域の人口密度とか、利用形態とかいろいろなことで、この川はどれぐい、この川はどれぐらいと、大体案を示して、それは県でつくって議会で承認を得て始める。ですから、われわれはサゼスションはできるのですけれども、県が行政を進めていくうえでの基準というのは、大体全国レベル部分を見ながら、大体この川の場合は100分の1、これぐらいなら150分の1、この場合には70分の1というふうにしていく。

○由井委員 それは分かります。

○首藤専門委員長 では、逆に気仙川を100分の1にしたほうがいいのではないかとのご提案をなさるといいますか。

○由井委員 そうではないのです。気仙川が。

○首藤専門委員長 そういう根拠が、いろいろな根拠があって、川ごとにランクが付いている。その現状を認められないというか、そこに不合理性があるから、県としてもうちよ

っと見直してほしいというのだったら、そういうものについて、県のほうで見直しできない議論できないというものでなければ、できないことはない。

○由井委員 それは分かります。そういうことではなくて、気仙川は70分の1の確率で、あれは河川改修とダムを合わせて、両方できればパーフェクトに被害が防げる。そうですね。築川はもう河川改修は済んでいるので、築川ダムを造ればパーフェクトに被害が防げるということですね。

要するに、津付ダムは河川改修されていないから、このままいけば1,200億円、現状では70分の1を超える雨が降ると被害が出てしまう。こちらは、100分の1の雨が来てもゼロである。何かどこかにアンバランスが残っているような気がするのです。

○首藤専門委員長 いま100分の1の雨が来ても、そうですか。

○由井委員 来て、ダムが出来ていれば。

○首藤専門委員長 ダムが出来ていればでしょう。

○由井委員 それは、当時の順番と経費投入の時期の違いが反映されていると思いますけれども、多少はアンバランスが残っているという気はします。

○首藤専門委員長 実は時間があまりないのです。問題は、この県民意見募集は8月31日が締め切りでしたよね。ところが流域懇談会は、前は8月30日。ですから、ここに集まった意見は正式には向こうに届いていないはずですが、この提出された意見の初めの治水計画全般などを見れば、ここが募集してここに寄せられた意見だけれども、本来ならば、この流域懇談会の治水小委員会のところで、こういう意見に対してきちんと答えられるような検討がなされているべきはずのものです。ですから、これをそっくり、ここに上がってきた意見はすべて流域懇談会のほうへなるべく早く差し上げて、こういう意見が来ているということを考慮しながら、せっかくご意見をいただいているわけですから、それがこれからの治水方式を決めるうえでも、そしていろいろな、流量決定に対する疑問にもきちんと答えるうえでも、こういう意見があったということを考えに入れて、今後の審議をしてください、というようになるべく早く伝達していただきたいと思いますけれど。

○若林河川開発担当課長 分かりました。治水安全度、それから計画規模、基本高水流量までの手法、それぞれの今いただいている部分は、治水小委員会で議論がほとんどなされてきたことが多いものです。

ただ、こういうことがありましたということをご報告するとともに、いろいろな意見を伺っていない分野のご意見もありますので、それについては流域懇談会のほうにもお伝えを申し上げたいなというふうに思います。

それから、先ほど由井委員のほうから計画規模に対してのお話がありました。1つは、うちのほうではある評価の基準は持っていますけれども、これは議会で承認されたものではありません。それはあくまでも県として持っているという基準であります。それをきちんと、こういう横並びですよ、というものをご説明したほうが理解度は高まると思いますので、次回にでもその資料は提出したいと思います。

○首藤専門委員長 だいぶ前に1回出てきましたよね。2、3回出てきたと思うけれどもね。だけど、いつか建設委員会みたいところで、県の治水安全度の考え方はこうなっています、というような説明を議員さんにしていないのですか。

○若林河川開発担当課長 議会ではないのですけれども、都道府県の河川審議会、全国で

いくと河川審議会ですね。河川審議会に代わるような組織がありまして、そちらのほうを経たうえで、県としての考え方としてまとめております。そういう段階であるということです。

それから、先ほど由井委員のほうからお話がありましたけれど、カバー率の話ですが、あえてちょっと話をしますが、カバー率というのは結果としてのカバー率ですので、カバー率をもって基本高水を決めるという話ではないですので、その点だけご理解を賜りたいなと思います。

○首藤専門委員長 その議論はここではやめましょう。やっても、恐らく分かる人はそんなにいないと思います。それを分かりたければ、流域懇談会の治水小委員会に出て、その議論を少なくとも4回くらい聞かないと分からないでしょう。

○若林河川開発担当課長 あと、訂正させてください。私、言ったかどうか不明なので確認します。流域懇談会に提出しているのは、河川整備計画を作成するために、今回は平成16年8月に行ったアンケート調査のみを出していますので、平成6年と平成7年のアンケート調査については。

○首藤専門委員長 細かいことはもういいです。いままでやったことは、要するに隠さないでいいではないですか、ということです。すべて、だれにでも分かるようにしておけばいい。アンケートもしていないではないかというような、そういうパブリックコメントが上がってくるということは、やはり説明不足の最たるものではないかと思う、というだけの話です。

もう1つ、私は流域懇談会のほうに注文をつけたいのですが、川の問題というのはやはり利害がいっぱい絡んできます。委員構成の中で、下流住民の右岸、左岸で、被害を受けるときには真っ先に受けるかもしれない、そういう方々の代表者というのは必ず入っているのでしょうか。それを確認したい。

それからもう1つ、住民説明会をやるときに、せっかくやったけど14名しか来ないという話でした。要するに、説明会をやりますよ、という案内はどのように出したのか。開催する時期は、一般の方が来やすい時期にやったのか。私が宮城県でやったときの経験なども、必ず土曜日の早くとも1時半ごろからやるとか、日曜日にやるとか、お役人は大変ですけども、そういう時間帯を取っている。その中に来ていただくというやり方を取ったのですが。

とにかく利害が非常に絡んで、場合によっては人間の命の安全にかかわるものですから、このへんは懇切丁寧に組織してやっていただきたい、そう思っております。それは私の希望としてというよりは、この大規模事業評価委員会の委員長職権としてでもお願いしたい。だから、そうやってきちんと汲み上げてきていただかないと、細かなところでつまづいてしまうのではないかと思いますので、そのへんの手当ては十分にしていきたいと思えます。

というようなことなんですが、何かそのほか。

○木村委員 県側の今日の説明の中で、県民意見募集をされて11名の方が回答されたのですけれども、この回答は多かったというふうにお考えなんでしょうか、少なかったというふうにお考えなのか、その評価の問題。

つまり、ここに掲げられていることの位置付けはどういうふうにかえたらいいのかなと

思ったので。県のほうは、いままでこういうパブリックコメントをされたときから考えてみたら、従来と比べてどうであるかというようなところ。個人的な考え方で結構ですけど、それが1点。

もう1点は、流域住民アンケートを平成6年、平成7年、それから平成16年に行ったし、また説明会でもアンケートは随時行っているというような説明だったと思うのですけれども、そのアンケートは、ダムの議論に十分に答えられるだけの内容になっていたというふうにお考えなのかどうなのか。ここまでやってあれば、いままで公表したか、しなかったかだけの問題であって、データを出せば、もうどういう問題に対しても答えられるような住民アンケートをしてきました、ということなのか。それとも、いや、考えてみるとちょっと不十分なものがあって、ということなのか。つまり、アンケートの中身の評価についてはどういうふうにお考えなのか。

この2点、教えていただくとありがたいのですけれども。

○若林河川開発担当課長 第1点ですけども、私が知り得る範囲でお話ししますが、パブリックコメントでこれぐらいの人数が来たというのは津付ダム以来だと思います。ダム以外には、恐らくほとんど来ていないのが実態ではないかと私は聞いております。

それから、アンケート調査の質的なお話であります。平成6年、平成7年の話は基礎的な部分でのことをやりましたし、平成16年のときには、それぞれ皆さんが築川に関してどのような意識を持っていますか、ということの設問の項目が主体でありました。

今回、住民の方々がいらしたときに書いていただいたのは、フリーで書いていただいで、意見をまともに書いている部分がありますので、それについては、その意見は全く反映されているものだと思います。ただ、確かに集約数が少ないことも事実なものですから、説明会に出席された方々は、いまのところ3カ所やって、合わせて53名でした。集約数が少ないということは確かなんですけども、その方々には、「説明を聞いて理解ができました」「大体分かりました」、それから「それに対して自分はこう考えます」という意見をいただいていますので、そういう流れからすると全体的には把握をいただいていると判断しております。

○首藤専門委員長 それでは時間もあまりないので、道路のほうに関して何かご質問したい方はいらっしゃいますか。

特にはございませんか。思い出したらまた、ということにいたしまして、それでは、築川ダム、築川道路改築事業についての審議は、本日はこれで終わらせていただきます。

(2) 大規模施設整備事業の事前評価について(非公開)

花巻空港新ターミナルビル整備事業(継続審議)

○首藤専門委員長 続きまして、花巻空港新ターミナルビル整備事業に入りますが、これは冒頭に申し上げましたように非公開で行いたいと思いますので、恐れ入りますが、傍聴者の方、それからマスコミの方、ご退席をお願いいたします。

(休憩)

○菅原政策評価担当課長 大規模事業評価専門委員会につきましては、岩手県政策評価委

員会運営規程というものがございまして、原則公開としておりますが、例外として、情報公開条例、県の条例でございまして、これに規定しております、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項」このようなことについて調査審議する場合は、専門委員長が委員に諮ったうえで非公開とすることができると規定しております。

本日の議題（２）の、花巻空港新ターミナルビル整備事業につきましては、公にすることにより、花巻空港に関係する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項について調査審議するという事に該当いたしますので、第７回専門委員会において、非公開審議とすることを専門委員長が委員会にお諮りし、了承されておりますので、この花巻空港新ターミナルビル整備事業の審議については非公開とさせていただきます。

< 非公開審議 >

○首藤専門委員長　今回、提出されたこの説明資料を、だれが責任を持つかという、その責任の所在をきちんと明確にして、再度、提出していただきたい。それによって判断をさせていただくことにしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

では、そういうことで。

（３）その他

○首藤専門委員長　「その他」に入ります。

○菅原政策評価担当課長　「その他」でございまして、次回のスケジュールにつきましては、資料５にございまして、10月12日の9時45分から12時まで、ということをお願いしたいと思っておりますので、次回の専門委員会につきましても日程の確保についてよろしくをお願いしたいと思います。

4 閉会

< 事務局から閉会を宣言 >